

総務文教委員会記録

令和3年6月18日（金）

11時35分～12時47分

第1委員会室

（委員）西村委員長、芦谷副委員長

三浦委員、西川委員、上野委員、永見委員、西田委員、牛尾委員

（総務文教委員会 所管管理職）

坂田総務部長、邊地域政策部長、河上教育部長、琴野消防長

佐々木総務課長、大屋政策企画課長、草刈教育総務課長、田中消防本部総務課長

猪狩総務課総務管理係長

（事務局）下間書記

【議題】

1 所管事務調査事項について

(1) 空き家バンクの現状について

(2) 地域公共交通に関する基本的な考え方について

(3) 第四中学校をめぐる学校統合について

* 執行部報告事項（スケート場関係）に観光施設としての利活用、施設設備の更新費用などの資料も入れる

2 6月28日（月）の委員会審査日程等について

3 その他

4 はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

（委員間で協議）

◎ 令和3年6月定例会議 総務文教委員会審査について

日時：令和3年6月28日（月）10：00～ 場所：全員協議会室

【予定議題】

1 請願等の意見陳述

2 陳情審査

(1) 陳情第196号 浜田市の予算編成過程の可視化を求める陳情について

(2) 陳情第197号 浜田市パブリックコメント制度の厳格な運用を求める陳情について

(3) 陳情第198号 庁議等の原則公開と会議録・資料のホームページへの公開を求める陳情について

(4) 陳情第199号 スケート場の方針決定過程の再考を求める陳情について

(5) 陳情第202号 制服面でのトランスジェンダーへの配慮を求める陳情について

3 議案第52号 浜田市固定資産評価審査委員会条例及び浜田市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

4 執行部からの報告事項

5 所管事務調査について

6 その他

【議事の経過】

[11 時 35 分 開議]

西村委員長

ただいまから総務文教委員会を開会する。出席委員は8名で定足数に達している。レジュメに沿って進める。

1. 所管事務調査事項について

西村委員長

6月28日月曜日に開催予定の委員会で、所管事務調査事項の要望があれば今ここで出していただきたい。

西川委員

確認だが28日の執行部からの報告事項であらかじめ示された中にサン・ビレッジ浜田アイススケート場についての報告がある。その中に含まれているかどうか確認したい。4月に市民と陳情に行ったときの返答で、この施設を観光施設として活用することも検討するということと、施設設備の更新費用、維持管理費用、補助金の活用なども検討するとあったので、それについてまだ返答などが無いので、それについて含まれているかの確認。含まれてなければしていただきたい。

教育部長

まだ手持ち資料を持ち合わせていないので申しわけない。

確認させてもらおうと思うが、今おっしゃったことが入ってなければ追加で報告するか別途。基本的には今ご質問いただいた件については、資料を準備させていただく。十分な内容が出るかどうかは別として。

西村委員長

そういうことだが、それでよいか。

西川委員

よい。

牛尾委員

ぜひ学校統合の問題を扱ってほしいという要望を、美川地区からPTA関係者、連合自治会関係者から聞いている。現在、第四中学校の統合問題が出ているが、一度、総務文教委員会の中で議論していただけないかと言われている。ぜひ自由討議も含めてやっていただきたいということをお願いする。

西村委員長

これは委員だけでという意味ではないのか。所管事務調査なので。

牛尾委員

執行部の視点も含めて。今回私も通告しているが、先般の説明会では第三中学校へ統合ということで報告があった。過去の流れからいくと保護者には第二中学校にというのもある。最近、自治区制度がなくなったのでこの際、弥栄中学校のことも併せて検討するべきではというのもある。それは、弥栄と美川が浜田美都線につながっていることと、バス路線にしてもここ数十年、安城を起点としてバスは美川を通過して浜田駅に来ている、そういう社会的な理由があることからそれにとった議論を、自治区がなくなったということもあるので、併せて再度議論してもらえないかという要望を受けた。皆の同意があれば、よい悪いも含めて委員で共有していただき、一つの方向づけをしていただければと思うのでよろしく願います。

教育部長

今の内容については、一般質問でもいただいているので答弁は当然させていただくのだが、所管事務調査となると資料はどういったものが必要なのか。

牛尾委員

例えば統合審議会で経過した議論の中で統合審議会の意見が市民サイ

ドからして伏されたような第3回会議などの資料も、もし検討の中で皆で読んでいただければ、また違う考えが出るのではないかと思う。

芦谷委員

関連して、なかなか先行きが見えないので統合審議会のことをベースにしなが、地元説明会のこともベースにしなが、今の状況、執行部の前よりもいろいろな状況の変化や、PTAの関係だとかわかれば、情報提供も含めて議論したい。

教育部長

統合審議會の話がされたが、既にそれを受けて教育委員会は方針を決定したものを案として出しているの、基本的には教育委員会としてはこの案がベースと認識している。

統合審議會を受けた上で説明して、それを教育委員会としての方針案を出し、それを地元にも説明しているの、基本的にはその案をまずお示しした上で皆に見ていただく。地元説明会の中でも保護者は保護者として、地域の方と一緒に意見がしにくいことから別途していただきたいという要望を受けていて、それも対応することになっている。委員会の案に対していつ説明会をして、その中でこういう意見があつてこういう対応をした、という形でまとめたいのだがよろしいか。

西村委員長

そうすると牛尾委員としては教育委員会としての方針は明確なわけであるが。

牛尾委員

統合審議會の中で答申を受けて、市の方針はもう決まっているが、統合審議會の過程の中で、やはり問題があるということはずっと地元の一部の方は指摘されている。そういうことがあつたことを議員に共有いただいて、そういうことがあつたにもかかわらずこういう答申が出たのではという指摘もあるので、そこを検証する。

それで、今の答申については、今回5月下旬に地元説明会があり、今回は第三中学校をベースにした説明会があつたが、地元のPTAの中には第二中学校もという声が相当あつた。そういう中で教育委員会は第三中ベースにしたということにも違和感がある。

もう一つ、自治区がなくなり弥栄中学校の問題は、かつては弥栄自治区の問題なので別問題だと言われて最初は議論にならなかつたが、しかし今日の課題からいけば弥栄中学校の問題も併せて、美都線につながっている第四中学校のエリアと議論する必要があるのでは。所管事務調査だからその程度のことをやってもおかしくない。

西村委員長

理解した。皆、牛尾委員の発言を、調査事項としては理解されたか。一応、所管事務調査なので個人として調査するわけではないのだという立場で、皆の合意があればという前提になるが。今言われたような趣旨で、第四中学校をめぐる統合問題ということになるのかもしれないが、所管事務調査として取り上げて調査することについてどうか。

西田委員
教育部長

それに関して、執行部から提出される資料的なものはあるのか。説明会のときのまとめたものがあるので。お示しも可能である。6月28日のときに、仮に保護者との打ち合わせの日程が決まっていれば情報提供も可能である。

西村委員長
下間書記

意見を言ってもらわないと困る。次に進まない。
具体的にどういう資料を提供してほしいかを執行部に伝えないと、執行部も用意のしようがないのかと思う。

- 教育部長 弥栄中学校のこともあったので、距離、生徒数の見込み的なものは可能である。
- 西田委員 牛尾委員は一般質問でそれをされるのか。
- 牛尾委員 やるのだが、一般質問は時間が限られているので十分な議論にならないだろうと。委員会でやってもらえないだろうかという要望を受けているので、それなら所管事務調査しかないかと。そういうことで、学校統合も問題だが、やるべき問題ではないかと思う。ただ合併すればよいということではなく。そういうことを当委員会でぜひ議論させていただきたい。
- 西田委員 今度の総務文教委員会までに一般質問をされる。そのときに議論が不十分だった点を改めてするというのはどうか。今度の総務文教委員会の所管事務として議論するといっても時間の都合もある。執行部が同席できれば改めて委員会を開いて議論してもよい気もするが。
- 西村委員長 むしろ総務文教委員会が、教育委員会の現状の案を受けた形で、一般質問のやりとりも参考にして、それをベースにしてここで統合案について、あるいは中学の今後の統合について委員会としてどう考えるかについて意見を出し合うような、そういう意味合いの調査になるのではと思うのだが。これは私のイメージである。
- 牛尾委員 委員長のおっしゃるとおりである。ぜひやっていただきたい。
- 西村委員長 ことそういうことを前提にして皆に再度諮るが、皆に意思表示していただかないと前に進めない。どうか。可否を答えていただきたい。
(「やろう」という複数の声あり)
- 三浦委員 では第四中学校をめぐる統合問題についてというようなことで。議論するのは賛成なのだが、その基礎資料となるものはどういう範疇のものが出てくるのか。今、市が出している方針案と。
- 西村委員長 方針案とそれに付随して説明会の資料。
- 三浦委員 それらはもう出ている。ほかに何が出てくるのか。それを考えていただくということだろう。
- 教育部長 新たに弥栄中の話もされたので、弥栄中の生徒見込みや距離など。その程度の資料は一般質問の手持ち資料として準備するものもあるので、その程度は可能だと思う。
- 西村委員長 では資料提供を含めてよろしく願います。ほかに提案は。
- 三浦委員 確認したいのだが、読者アンケートの中の内容はどのタイミングで所管事務を依頼すればよいか。
- 西村委員長 それを私に聞かれても。
- 三浦委員 いや、委員会の対応をこの間協議したではないか。これについてこれから協議していくときに、調査事項はここに結構あって、それをどのタイミングで出すか。
- 西村委員長 そのように考えていた。
- 三浦委員 そうしたら結構ある。委員会で今後の対応が協議されているので、それに伴って資料提供いただきたいものが結構出ていると思う。
- 西村委員長 出してほしい。今言っているのは議会だよりの市民アンケートに寄せられた意見・要望について、委員会としての対応を返すのだが、対応をする上で執行部に情報提供をお願いしたい部分があるという意味で、こ

の所管事務調査の中でお願いしたいということを三浦委員は言われている。今それは出していただかないと逆にまずいかと。

三浦委員

1点目、専門職・技術職の人材不足が顕著である。その人材を獲得することを行政としても支援するべきではないかというご意見に対して、そういった定住促進や担い手不足解消における対応策を今どのように取り組んでおられるか、現状を伺いたい。

work@HAMADAなどの地元企業を紹介するサイトなど、いろいろな対策をされていると思うが、今このように手を打っているという政策一覧をまとめていただけるか。特に技術職の人材不足に対する対応策。だから医療関係や保育士や、いろいろある。そこに対して浜田市として特にこの部分が足りてないという意識があり、それに対してはこういう対策を取っているという状況。

総務部長
三浦委員
総務部長

手元にあるこの資料の関係か。

はい。

今の切り口で言えばむしろ産業建設委員会の、雇用推進協議会が取り組んでいるのでそちらのほうがわかりよいかと。多分、定住がその辺の切り口でピンポイントにやっていない気がする。

地域政策部長

専門職ということであれば今、総務部長が言ったような形になるかと思う。

三浦委員
下間書記
三浦委員

では産業建設委員会か。

もともと産業建設委員会と当委員会と2つに振られていた。

ではそれは産業建設委員会でしょうか。

二つ目。バスのダイヤについて使い勝手がなかなかよくなく、移動に制限がかかっているという要望がある。民間事業者がダイヤをつくられたり、今は公共交通再編計画も立てられて行政もいろいろ取り組んでいると思うが、こうしたダイヤの調整などを民間事業者とどのように調整していくかとか、今のこの方だけでなくこういう声はいろいろな地域から聞こえていると思うが、どのように対応しているか現況を教えてください。

地域政策部長
三浦委員

これは民間事業者のダイヤのことか。

そこである。民間事業者のダイヤのことなど、議会としてどう対応したらよいのだろうというのがあったのだが、実際に公共交通ということで民間事業者に補助金も出ている。こういった声に対して行政としてどう対応していくのかというあたりである。

地域政策部長
三浦委員

市の生活路線バスのほうはよろしいか。ここでの回答というか。

しかしそれは、公共交通全体の市の生活路線バスも含めてトータルの事業だと思う。これは民間のバス事業者の話をされているが、そこを補完するためにこういうのもやっているといったトータルの話。

地域政策部長
牛尾委員

トータルの話としてお答えすると。了解した。

松江は市バスがある。それがイメージだと言われているので、浜田は本当に使い勝手が悪いと言われるのだが、僕はそういう回答を書いたのだが。周辺地域では免許証を返すと食品を買うところもないので住めないと言われる方も結構いる。移動販売車が来ても各地を巡回しているから、自分たちの地域に来るころには欲しいものが何もない。そういう苦

情が最近圧倒的に多い。どこかでさわらないといけないのではないかと思う。厳しく言われるので。

三浦委員

牛尾委員が今言われたようなご意見もあろうし、現状というか、今後どのように調整するのかの考え方を含めて、こういう要望が出たタイミングで改めて確認できたらよい。

地域政策部長
三浦委員

21番に対する市の考え方、対応策をお答えすればよいか。はい。

24番、25番、38番にも少しかかるが、公民館のコミュニティセンター化によってまちづくりコーディネーターが設置された。自治区制度等行財政改革特別委員会のほうで取り扱いがあるのだが、これはもう自治区制度等行財政改革特別委員会のほうでやってもらうというすみ分けでよかったか。

西村委員長
下間書記
地域政策部長

そういう認識はない。

今まで自治区制度等行財政改革特別委員会のほうでやっていた。

はい。協働のまちづくりの推進とコミュニティセンターは、自治区制度等行財政改革特別委員会が所管委員会ということで整理させてもらっていた。

西村委員長
下間書記
西村委員長
下間書記

それなら越権行為になる。

総務文教委員会に振られたので。

ではどうするのか。

議会広報広聴委員会からは総務文教委員会に振られた。回答案をつかってあとは議会広報広聴委員会に戻して、そこでお任せしてはどうか。

三浦委員
西村委員長

はい。であれば以上で結構である。

では人材不足にどういう対応をしているかという部分とバスのダイヤに市としてどのように絡んでいるか。

下間書記
西村委員長
下間書記
西田委員

人材育成は先ほど産業建設委員会だということになった。

アンケートの関係での所管事務調査としては言えば一つか。

はい。

アンケートの絡みで言う。空き家バンクは担当でよかったか。

(「はい」という声あり)

この間も牛尾委員からそういう話が出て、一戸建てだけの空き家が大変多いのだが、その中で貸せないことのネックになっているのが仏壇。美川地区も相当あると言われていた。聞くところによると浜田市内も相当、一戸建ての立派な空き家が相当たくさんあって、しかし仏壇が残っているから貸せないという段階で立ちどまっている。そういう空き家がどれくらいあるか情報把握できるか。でもそれはこれから調査する必要はあると思う。

牛尾委員

美川地区は連合自治会でそういう調査を1度されている。この間、西田委員が言ったのは仏壇を預かる事業について。仏壇を預かる事業を例えば公がすれば安心して預けられる。お金はかかるだろうが。そうしたら家を貸そうというところに行き着くのではないかと。すごくよいアイデアである。仏壇については取り組んでいく課題だと思う。

地域政策部長

仏壇の数については問い合わせや相談は何件か把握していると思うが、浜田市内にそういう事例が何件かはつかんでないと思う。担当に確認してみる。

- それから、仏壇を預かることで空き家の提供が進むのではという話だが、補助制度に家の片づけや改修事業もあるので、そういうものを活用していただく手法もあるかもしれない。
- 牛尾委員 今後の空き家バンクの事業として。仏壇があるから出せないという方がいっぱいいる。仏壇の魂を抜いてやれば箱だから処分してもよいのだが、なかなかそういうことができないと。それを民間の事業としてやってもよいのだが、仏壇があるために貸せない物件があるのはもったいないので、市が本腰を入れて対策を考えてもよいのではないか。もしくは事業として成り立てば民間がやってもよいし。圧倒的に多いので知らん顔するような問題ではないと思う。
- 西村委員長 話がそういう所管事務調査事項に入ったのだ。
- 西田委員 これは地域政策の大きい仕事だと思う。
- 牛尾委員 仏壇があるために貸せない空き家がたくさんある。一方、アパートもホテルも1室も開いてない。そういう状況があるので、この際、取り組むべき課題ではないか。
- 地域政策部長 今回の内容を所管事務調査のときに、その内容についての考え方をまとめたものをお示しすればよいということか。
- 西村委員長 あればアンケートの中で出てきた話だろう。
- 西田委員 アンケートにも出ているが、以前からずっと課題である。空き家のもっと具体的な最新情報があれば。空き家の最新情報の中に、これからは仏壇の有無を頭に入れて空き家調査していただきたい。そうすると対策のとりまとめがやりやすい。
- 西村委員長 調査事項に加えればよいのだ。それだけの話だろう。
- 牛尾委員 行政がその仏壇を、預かり費用がどうなるか知らないが、やったら画期的だと思う。全国に事例がない。やってくれ。
- 三浦委員 空き家の調査方法はいろいろあると思う。外からの目視や、地域の方に情報を聞くとか、あとは家屋調査士などの専門家に聞くとか、家主に全部当たるとか、いろいろな段階があると思うが、先ほど来出ている仏壇というのは中を見ないとわからない空き家調査方法なので、所管事務調査としては今現在浜田市も空き家バンクをやっていて、空き家の実態把握をどのようにやっているかを所管事務で聞いて、その中で外からの目視でしかやってないという事実が仮に出てきたとすれば、仏壇がネックであるならそれに対してどうかという議論を、その場でしていくことができるのではないか。今の空き家自体の調査方法については私も聞いてみたいとは思った。
- 地域政策部長 空き家自体の実態調査は都市建設部でやっていて、私どもでは空き家を有効活用したい方との受け渡しということで、空き家バンク制度の中で問題が出てくる。空き家が今2500件と言われているが、それは何年前に都市建設部が住宅ゼンリンか何かの協力をいただいて、外見からの目視での調査ということになっている。
- 西田委員 結局、前から空き家調査をする際に、市の職員では現状なかなか難しい。だから自治会なり町内会なり、中心人物の誰かが見て回る方法が一つ。
- 最初に空き家バンクが広がったときはちょうど政府の緊急雇用があっ

て、そのときに市が人材を入れた。その方々が専門に空き家調査をして回って、具体的に聞き込みしたから空き家バンクの件数が上がった。それから緊急雇用が途絶えて、人材がいなくなるとこれが進まない。空き家だけの調査になると今度は都市建設部で行う。結局、具体的に空き家バンクに登録しようと思ったら中身を知らないといけないので、そこはまた人材が必要になってくると思う。それを今後どうされるかだと思う。

牛尾委員

コロナ禍の関係での対策は浜田市が手厚い、家を建てるなら浜田市でと言っている。浜田市に住みたいという声が結構ある。ところが空き家がない。定住に結びつくと思う。定住だどこだろう。

西村委員長

空き家の実態なり中身の問題は都市建設部だが、それをどう生かすかというような全体システムの問題は当委員会だと。そういうことで、先ほどの仏壇の件を調査事項に加えてほしいみたいな話は都市建設部が所管になるのだろう。だからそれは対象外になる。

西田委員

空き家対策計画をこれから進めるためにはもっと積極的な取り組みをやらないと進まない。

三浦委員

空き家対策は都市建設部が所管している。

西村委員長

だがこちらから始めるのだろう。

芦谷委員

定住対策をキーワードにして、あちらだ、こちらだと言わずに互いに共有するというスタンスでよいのでは。

西村委員長

それなら合同でやったほうがよい。

牛尾委員

合同というのは向こうの意思もある。

西村委員長

だから少し保留にして。

総務部長

今、いろいろな話を伺う中で、総務文教委員会とすれば空き家バンクの制度というものが改めて、件数などは報告させてもらっているが、こういう流れでストックはこれで、こういう方法で周知した上でこのように扱っているという中で、先ほどからおっしゃるように、もっとこうすれば対応できるシニーズもあるのではというご意見をいただいて、例えば我々総務文教のほうで対応できるところはそうしよう、周知方法とか。先ほどの洗い出しみたいところは都市建設のほうに、こういう点を切り口でやってもらうようにしよう、というようなことをご確認いただくような資料を出してお話いただくというのはどうだろうか。

(「よい」という声あり)

数は報告させてもらっているのですが、目新しい資料にはならないかもしれないが、いろいろな引き合いがある中でネックになっているのは、議員が意向を伺う中でこういう情報があるのだがこれを解決するにはどうしたらよいかということをお願いしたい。これを対応していくことを、我々執行部のほうで研究しようということにさせていただこうと思うがいかがか。

例えば、今の空き家バンクには写真がある。こういうフォーマットで提供しているのだが、そこに例えば仏壇の有無を入れればよいとか、調査のときにこれをおさえようということを提案いただき、なるほど取り組もうというようなことをすれば所管事務調査になるのでは。事務局どうだろうか。

下間書記

逆に執行部に所管事務調査を提供してもらって本当に申しわけない。

所管事務調査は、委員会がこういった事項を調査していきたい、そのために執行部に、こういう目的があるのだがこういった資料を用意してもらえないかと依頼するのが所管事務調査の資料提供依頼の仕方だと思うので、まずは委員会の中でこういったことを調査していきたいと先ほど言われた中で、そのためにこういう資料が欲しいのだということを明確に執行部に言っていただければ、つくっていただけるかと思うのだが。逆に提案をしていただいて大変心苦しい。

西村委員長
牛尾委員
地域政策部長
西村委員長

それはそうなのだが、まあよいだろう。

よい意味で両輪なのだから。

空き家バンクの対応などわかるものを提供する。

だから所管事務調査としては三つ。第四中学校を中心にした学校統合の件と、バス路線の問題と、空き家バンクの問題。

下間書記
西村委員長

スケートの件は報告事項に含められるなら含めてということ。

はい。それでよいだろう。ではその三つ、資料提供を含めて説明をいただくようお願いする。

2. 6月28日（月）の委員会審査日程等について

西村委員長

下の囲みに予定議題を書いている。最初に請願等の意見陳述ということである。3月定例会議でも実施したが、請願者や陳情者が事前に希望された場合に委員会審査の場において、説明や意見を述べる機会を設けたものである。今回5件の陳情が付託されている。この全て、意見陳述の希望が出ており、2人の方からの陳情である。この2人から陳述希望が出ている。当日の流れについて説明したい。

（以下、資料をもとに説明）

参考人招致の必要性があるか、ないか。

（「なし」という声あり）

ではないということで、そのように陳情者にはお返しいただきたい。

（「はい」という声あり）

牛尾委員

陳情第198号の、庁議等の原則公開というのが出ているが、庁議を率いるのは市長だろう。

総務部長
牛尾委員

はい。

それを公開せよというのを議論するのはどうかと思う。ここで採択したからといって公開しなければならないという足かせにはならないか。

総務部長

これまでもいろいろな陳情をご審議いただいて結論されていると思うが、私どももそのようにしていることもあれば、少し慎重に考えているものもある。当然採択いただいたものについては尊重して取り扱っているが、すぐにとりかかるといえる形になるかどうかはわからない。

牛尾委員

陳情者の方は、議会へ陳情すると何とかなるのではという、ある程度の希望を持っておられるのではと思うが、市役所の仕組みは普通見えないので、だから出されるのだろう。

西村委員長

それはここで出されても私も何とも言いようがない。

いずれにしても中身にはよるが5件の陳情が、いずれも市長への提出はないと事務局としては聞いているようである。

どの内容も市の現状や対応状況について確認をしていかないと、判断が

つかない中身のようなものである。その点、執行部におかれてはそういうことで少し立ち入って確認していくこともあるということで事前にご理解いただきたい。よろしいか。

牛尾委員

陳情第202号、これ現行、浜田市教育委員会はどのようにしておられるか。

教育部長

現状の制服のことか。

牛尾委員

例えば女子はスカートを履かないといけないとか。

教育部長

各学校の校則で決まっている。

西村委員長

今の件、よいも悪いも聞くしかないのかもしれないが、一応そういう立ち入った質疑になる部分もあろうかと思う。その対応をよろしく願います。

教育部長

事前に資料を用意したほうがよいのか。

西村委員長

それはやってみないとわからない。

牛尾委員

ただ陳情第202号は校則で決まっていて、トランスジェンダーには配慮していないような校則も現行ではあるのだろう。

教育部長

全部がそうかはわからない。

牛尾委員

ではその辺の資料を用意してもらったほうがよいのでは。特に(5)。

教育部長

一覧で資料を準備するという事で承知した。

牛尾委員

配慮を求める陳情を採択したからといって、執行部がそれに配慮するとは限らないわけだから。

西村委員長

次、囲みの中の議題3、議案第52号、これが市長提出議案だとのこと。1件のみの審査という当委員会としては珍しい状況である。

次に議題4、執行部からの報告事項は今のところ6件と聞いている。これは変わらないか。

(「はい」という声あり)

教育部長

26日に三浦龍司選手のパブリックビューイングを予定しているが、もしオリンピックが決まれば直近の委員会なので、当日追加になるかもしれないがその件を報告するかもしれない。可能性があるとしてご了解いただきたい。

西村委員長

はい。ではそれが追加になる可能性があるが、今のところ6件ということで。いずれにせよこれまで同様執行部からは補足説明のみで行う。委員はそれを読み込んだ上で質疑をお願いする。熟読をして臨んでいただくようお願いする。

議題5は所管事務調査についてだが、先ほど言ったように3件あった。資料提供と説明をお願いする。

3. その他

西村委員長

その他、執行部からあれば願います。

(「なし」という声あり)

委員から何かあるか。

西川委員

先ほど市民が窓口に来られていろいろな要望などをされる場面に出会った。担当の方も非常に苦勞されて、ストレスをお感じになり体調を崩されるケースがあるようである。これについて、もちろん市民の要望を聞くのも大事なのだが、市民全体に奉仕する観点で、体調を崩されたり

業務に支障があるというのはいかがでしょうか。

今、世の中でもこのケースが当たるというわけではないが、カスタマーハラスメントに対処するということがある。浜田市においてもそういうところ、現状はもちろん把握されていると思うが、それへの対処を真剣に考えていく必要が、今来ているのではないか。受ける方法を決めるとか弁護士をつけるとか。そういう時期に来ていると思うが、それについてお伺いしたいのと対処を求めたい。

総務部長

いろいろなケースがある中、行政は市民と接点を持ちながら仕事を進めていくことが多い。その中には要望に即応えられるものもあれば、そうでないものもある。あるいは人によっては、非常に強く要求される方もあればわかりにくい場合もある。何度もやりとりしながらやっている。求められるものに対してなかなか現状がついていかないときは、我々も心苦しいところがあるし、求められる側はやはりこれが必要だと思って求められるから、どうしてもできる、できないのあつれきというのは出てくる。

そういう中で委員が心配されるように、それがストレスになって体調を崩したり、精神的に少しまいったりということもよくある。私どもでいうと、所属長が対応は1人でしないように、いろいろな人で聞こうと。要は、仕事は組織としてするわけだから、そういうことを管理職もしっかり持とうと。

人事課にも保健師がいるし、産業医もいるので、そういうところも入って話を聞いたり、ケアすることに努めていこうという部分と、ある意味対応しづらいようなところがあったときに、本当にそれはそういう状況でよいのかというあたりを、例えば弁護士であったり、あるいはもっと昔でいう不当要求であれば警察であったり、そういうところの力や知恵を借りることも視野に入れて対応しなければいけないと思っている。

実際我々もいろいろなケースがある中で、そういったところと相談することもある。個人的に思うのは職員が元気で仕事してほしいと思っているので、できるだけ、完全に煮詰まるまでの間に皆で何とかできるものは、いろいろな方法を使って対応していきたいというのが今の状態である。1人だけ、例えば担当者だけが本当に辛い思いをすることがないように対応している状況である。そうは言うものの、すぐに解決できるものではなかったり、いろいろな事情、ケースバイケースがある。そういうのをしっかりつかんで、対処していきたい。そういう状況である。

西川委員

状況はもちろん把握されていると思うので、引き続きお願いしたい。今後いろいろなケースに対応するマニュアルとか、こういうケースはこうとか、強い対応が必要なケースもあると思うので。公務員の方、市の職員は市民に言われっ放しというのはおかしいと思うので、人権もあるので、配慮した新しい考えを整理してもらったほうがよいというのが私の意見だ。

牛尾委員

平成26年の事故も含めて、カスタマーハラスメントもあるが、職員を守るシステムというのを職員に見える形でないと。今の総務部長の通り一遍の答えしかできないから言われたのだろうが、それでは済まないことが次に起きたときにどうするかという問題。市の顧問弁護士あるいは

専門の詳しい弁護士に相談されて、とにかく職員一人一人がある種のターゲットになると弱いわけだから。この前も人事課の前で誰か大きい声を出して、どこかの課長、係長が言うことを聞かないから首にしろと言ってきたというわけのわからない話をした。いろいろな問題にふたをせずに毅然と職員を守る姿勢を持たないと。市民の生命と財産を守るのが市の仕事だから。それを背負う職員を守るものをきちんと打ち出さないといけない。私も一般論であるが。市のために働いている職員を守るラインを、職員全てが理解するような形に見える化してもらいたい。

西村委員長

私も自分の団地で起きた事例は深刻だと思う。仮に事実であっても、だから言ってよいこととは限らない。憤慨しているところであるが、西川委員から提案があった件は対応をよろしく願います。

委員からほかにあるか。

(「なし」という声あり)

以上で執行部は退席されて構わない。

《 執行部退席 》

4. はまだ議会だより読者アンケートに寄せられた意見等への対応協議について

西村委員長

2日くらい前に皆に正副委員長案を文書上埋めたものを読んでいたと思うが、一つずつ意見をいただいて、修正が必要な点については修正した上で、できれば今日決めてしまわないと間に合わない。1番から順に意見があれば。

(「なし」という声あり)

1番はないか。21番はないか。

(「なし」という声あり)

「総務文教委員会として対策等の議論を進めます」というのが結論で。

では引き続き24番について、意見はないか。

三浦委員

24番と38番、それから関連して34番は、総務文教委員会の所管ではないという先ほど結論に至ったので、委員長に書いてはいただいているが、議会広報広聴委員会からも。

西村委員長

それは調整してほしい。

下間書記

今から自治区制度等行財政改革推進特別委員会に振られると、また困られるかもしれないのでそこは調整してもらおうということで。

西村委員長

それはもう3日しかないのだから。これを参考に考えてもらえば。

下間書記

この後に自治区制度等行財政改革推進特別委員会が開催されるのでそこで。あと、委員長、この資料は、委員は皆事前に読んで来られているので。

(「意見なし」という声あり)

西村委員長

24と25と38が自治区制度等行財政改革推進特別委員会の所管だと。結論としてはそちらへ振るのか。

下間書記

ご協議いただけるか。

西村委員長

うちで考えたのは一応こうだが、というくらいにしておかないと。

下間書記

自治区制度等行財政改革推進特別委員会の委員がこの回答でよいと言われるなら、これを出されてもよいかと思う。

三浦委員
西村委員長

今日の特別委員会で僕から言う。
では今の三つは自治区制度等行財政改革推進特別委員会と話をしても
らって、これを使うなり向こうで考えてもらうなりしてもらいたい。
以上で議題は終了した。
行政視察については。

下間書記

もう一つ。はまだ議会だよりの5月号についてもまた同じように来てい
る。今配信した資料をごらんいただきたい。

芦谷委員
西田委員
牛尾委員
三浦委員

ご指摘は真摯に受けとめ対応していく、とすればよい。
あまり余計なことを言わないほうがよい。
貴重なご意見に感謝する、委員会としてしっかり対応する、と。
引き続き所管委員会でも研究してまいりたいと思うとか、実際にやっ
ていくことなのでそれくらい書いてもよい。

下間書記

もうその意見で出されるか。では今日の時点で、これで決まりというこ
とで。「貴重なご意見ありがとうございます。引き続き当委員会とし
ても調査研究してまいります」で。

(「はい」という声あり)

西村委員長
下間書記

最後に行政視察について。考えてないのであれば次の委員会で。
20日までで非常事態宣言解除が予定されている中で、また議長からも
解除になってどうするかとの指示があるかと思う。議長と今日話した中
では、解除になったから即、東京方面の視察が可とはならない、自分とし
てはまだ考えていないと言われていた。

西村委員長
下間書記
西村委員長
牛尾委員
西村委員長

次の委員会で。
何を調査したいのかだけでも上げてもらったらよい。
どこに行くかではなく、何を調査するか。
幼児教育について行くのもよい。
以上で総務文教委員会を閉会する。

[12 時 47分 閉議]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務文教委員長 西村 健 印